

20260980-3TBC

物 品 借 入 契 約 書

契約名 クラウド録画型ウェアラブルカメラのレンタル

契約金額

										円也
(うち消費税額及び地方消費税額										円)

この消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく消費税額及び地方消費税額

内 訳

品 名	単位	数量 (A)	単 価 (B)	月額賃貸借料 (C)=(A)x(B)	月数 (D)	合 価 (C)x(D)	備考
			円	円		円	

※ 内訳は別紙としてもよい。

この契約を履行するにつき、日本郵便株式会社を甲とし、〇〇株式会社を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1章 総則

(契約の内容)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された図面、見本又は図書その他この契約の履行に関し必要な資料（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、契約物品を設置期限までに甲が指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲は、その使用の対価としての代金を乙に支払うものとする。

乙は、この契約書のほか、仕様書等に定める義務を履行するものとし、この契約書と仕様書等の間で相違がある場合は、仕様書等の記載内容を優先する。

(代金等)

第2条 乙に支払われる代金の額は、契約金額とする。

2 月の中途において借入期間が開始し、又は解約その他の事由によりこの契約が終了した場合には、月額賃貸借料相当額の30分の1を1日当たりの料金とし、これに当月の賃貸借日数を乗じて算定するものとする。

なお、その額に1円未満の端数がある場合には、切り捨てるものとする。

- 3 この契約の締結後、消費税又は地方消費税に係る税率が変更された場合には、甲は、変更後の税率が適用されるべき数量又は月数部分については、変更後の税率に基づいて算出した単価又は月額賃貸借料を用いて算出した額を代金として乙に支払うものとする。
- 4 この契約に係る代金その他の甲又は乙の債権債務の確定額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 甲の責めに帰すべき事由によって仕様書等に定める契約物品を設置して甲の使用に供することができなくなったときは、乙は、甲に対し、第1項に定める代金から契約物品を設置して甲の使用に供することを免れたことによって得た利益を控除した額を請求することができる。この場合において、甲は、甲が責めを負うべき割合に応じて妥当な範囲の減額を請求することができる。
- 6 契約物品の一部が滅失その他の事由により甲の使用に供することができなくなった場合において、それが甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、代金は、その甲の使用に供することができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

(設置期限、設置場所、借入期間等)

第3条 契約物品の設置期限及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 設置期限 仕様書のとおり
- (2) 設置場所 仕様書のとおり
- 2 乙は、前項第1号に定める記載の設置期限までに同項第2号に定める設置場所に契約物品の設置を完了するものとする。
- 3 契約物品の借入期間は、仕様書に定めるとおりとする。
- 4 甲は、第1項第1号の設置期限から前項の借入期間の開始までの間預かる場合には、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第4条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継しないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承諾したときは、この限りでない。
- 2 甲は、乙の承諾を得て、契約物品の賃借権を第三者に譲渡し、又は契約物品を転貸することができる。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出て、甲の承諾を求めるものとする。

(仕様書等の疑義)

- 第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。
- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めた場合は、この限りでない。

(図面等の承諾)

- 第7条 仕様書等に特に定めがある場合には、乙は図面又は見本等を作成して甲の承諾を受けるものとし、甲の承諾を受けた当該図面又は見本等（以下「承諾図面等」という。）は、仕様書等の一部とみなす。この場合において、承諾図面等がこの契約の締結時の仕様書等に定めるところと矛盾するときは、承諾図面等が優先する。
- 2 乙は、承諾図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承諾が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(設置計画の届出)

第8条 乙は、甲が指示した場合には、甲が指定する書面により速やかに契約物品の設置の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。

(契約物品の運送等に係る諸経費)

第9条 契約物品の包装、梱包及び設置場所までの運送並びに契約物品の据付調整等（仕様書等を含めた場合に限り。）に必要な費用は、仕様書等で別に定める場合を除き、全て乙の負担とする。

2 借入期間の満了に伴う契約物品の撤去及び運送等に必要な経費は、全て乙の負担とする。

第2章 契約の履行

(検品及び品質確認)

第10条 乙は、甲の指示するところにより、契約物品につき検品（乙による確認をいう。以下同じ。）を実施し、及び甲による品質確認を受けなければならない。ただし、甲が検品又は品質確認を要しないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、検品を実施した場合には、甲の指示するところにより、検品結果を書面で提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認める場合には、乙の製造工場等、甲の指定する場所において品質確認を行うことができる。

4 甲は、品質確認を行う場合において、必要があると認めるときは、乙に契約物品の品質性能に関する資料の提出を求め、又は契約物品を破壊し、分解し、若しくは理化学試験を行うことができる。

5 甲は、品質確認において合格又は不合格の判定をした場合には、速やかに乙に当該判定の内容を通知する。ただし、品質確認を行った日から起算して14日以内に甲が乙に当該判定の内容を通知しないときは、合格したものとみなす。

6 甲が、検品結果の確認及び品質確認を行うに当たり、乙は相当の範囲内で甲に協力するものとする。

7 検品を実施し、又は品質確認を受けるに当たり、乙に発生する検品の実施又は品質確認に必要な費用は、全て乙の負担とする。

8 甲は、品質確認において不合格とした契約物品について、使用上支障がないと認めた場合には、契約金額について相当額を減額して、その設置を認めることができる。この場合において、設置を認めた契約物品については第12条の規定を準用する。

(代品に係る品質確認)

第11条 乙は、前条の規定による品質確認において甲が不合格の判定をした場合（前条第8項の規定により設置を認める場合を除く。）には、甲の要求があるときは、甲の指定する期間内に改めて代品の品質確認を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを免れることができないものとする。

2 前条の規定（品質確認に係る部分に限る。）は、前項の代品の品質確認について準用する。

(契約物品の設置)

第12条 乙は、契約物品を設置場所に設置（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとする場合には、甲の指示するところにより、事前に甲又は甲の指定する者にその旨を通知するものとする。ただし、甲の指示がないときは、この限りでない。

2 乙は、契約物品を設置し、引渡に係る事務が完了したときは、これを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知し、設置した数量及び据付調整の状況等の確認（以下「検収」という。）を受けるものとする。

3 第1項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する者の指

示するところにより開梱の上、その指定する場所に設置するものとする。

- 4 乙は、第三者に契約物品を設置させる場合には、当該第三者に仕様書等に定める設置方法及び前三項の規定を遵守させるものとする。

(履行の通知)

- 第13条 乙は、借入期間中、乙の債務の履行が違反なく行われている場合は、別途甲が指定した期間ごとに遅滞なく書面をもって甲にその旨を通知するものとする。

(検収完了の確認)

- 第14条 甲は、第12条第2項及び前条の通知を受けた日から起算して14日以内に、乙の立会いを求めて、甲の定めるところにより検収完了の確認を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。この場合において、乙が検収完了の確認に立ち会うことができないときは、甲は、乙の欠席のまま検収完了の確認を行うことができる。
- 2 甲は、前条による乙からの履行の通知がない場合において、乙の債務の履行状況について確認ができる場合は、第12条第2項及び前条の通知を受けたものとみなし、前項による検収完了の確認を行うものとする。
- 3 第12条第2項及び前条の通知を受けた日から起算して14日以内に甲が乙に第1項の判定の内容を通知しない場合には、合格したものとみなす。
- 4 乙は、検収完了の確認を受けるに当たり、相当の範囲内で甲に協力するものとする。
- 5 検収完了の確認を受けるに当たり、乙に発生する検収完了の確認に必要な費用は、全て乙の負担とする。
- 6 甲は、この条に定める検収完了の確認に関する事務を第三者に委託することができる。この場合には、甲は、適宜の方法により乙にその旨を通知するものとする。

(契約物品の維持補修)

- 第15条 甲は、契約物品が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとする。ただし、仕様書等において特に定めがある場合には、それに従うものとする。

(契約物品の所有権標識)

- 第16条 乙は、契約物品を設置する際は、自己の所有であることを明示する識別シールを貼付し、甲の物品と混同するような事態が生じないようにしなければならない。

(契約物品の取替又は改造)

- 第17条 甲は、自己の都合により契約物品を取り替え、又は改造する場合は、あらかじめ書面により乙に申し出て、乙の承諾を得て行うものとする。この場合に要する費用は、甲の負担とする。

(代金の請求及び支払)

- 第18条 乙は、第14条第1項の検収完了の確認に合格した場合には、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から起算して30日後を支払期限として、代金を支払うものとする。ただし、振替払出証書で支払う場合にあっては、当該支払期限までに同証書を発行するものとする。
- 3 乙は、甲が指示するところにより検収を受け、又は甲が指定した期間ごとに履行の通知を行う場合は、当該履行期間部分に相応する代金相当額の金額について、部分払を請求することができる。

(支払遅延利息)

- 第19条 甲は、支払期限に代金を乙に支払わない場合は、支払期限の翌日から支払をする日までの日

数に応じ、未支払金額に対し、民事法定利率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、支払期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(履行期限の猶予)

第20条 乙は、履行期限までに義務を履行できないおそれがある場合には、直ちに甲に履行期限の猶予の申出を書面により行うものとする。この場合において、当該書面には履行期限の猶予を求める理由及び猶予期間を記載するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による申出があった場合において、履行期限を猶予しても支障がないと認めるときは、当該申出を承諾することができる。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により履行遅滞が生じた場合には、乙は、前項の規定による承諾の有無にかかわらず、履行期限の翌日から起算して、仕様書等に定める内容に適合する形で義務が履行された日（履行遅滞後契約が解除された場合は、解除の日）までの日数に応じ、当該物品の契約金額に民事法定利率を乗じて得た額を、遅滞金として甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満である場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定による遅滞金のほかに、第27条第1項又は第2項の規定による違約金が生じた場合（同条第3項の規定により甲が違約金を免除した場合を除く。以下同じ。）は、乙は、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 5 甲は、乙が履行期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接かつ通常の損害（甲が支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第27条第1項又は第2項の規定による違約金が生じた場合は、同条第5項の規定を適用するものとする。
- 6 乙が第3項に規定する遅滞金、第4項に規定する違約金又は前項の規定により甲が請求する賠償金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、その額に民事法定利率を乗じて得た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約物品の設置不能等の通知)

第21条 乙は、契約物品を設置することができなくなった場合には、直ちに甲に書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(契約物品の契約不適合による担保責任)

第22条 乙は、仕様書等の定めに適合する契約物品を設置する。乙は、設置された契約物品が仕様書等の定めに適合しないもの又は設置された契約物品に瑕疵があるものその他その種類、品質又は数量に関して仕様書等の定めに適合しないもの（以下「契約不適合」という。）について、次の各項の規定に従い担保の責めを負うものとする。

- 2 乙は、契約不適合が甲の指示によって生じたときは、前項の責任を負わない。ただし、乙が甲の指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 3 契約不適合がある場合、甲は、自らの選択により、乙に契約物品の修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）又は代金の減額を請求することができる。甲は、契約物品の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。この場合、契約物品の修補を行うに当たり必要な費用は、全て乙の負担とする。

なお、甲による代金の減額請求は、第8項による損害賠償の請求、第27条の規定による違約金の請求及び第6項による解除権の行使を妨げない。

- 4 前項に関し、乙は、やむを得ない事由があると甲が認める場合を除き、甲が請求した方法と異なる方法を選択することはできない。

- 5 甲が契約物品の修補を請求した場合で、修補期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第20条第3項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 6 甲は、契約不適合があると認められる場合又は乙が第3項に規定する甲の請求に応じない場合には、何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。ただし、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 7 前項の場合において、甲は、乙に契約物品を引き取ることを求めることができる。乙が契約物品を相当期間内に引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品を返送し、又は第三者に保管させることができる。
- 8 甲は、契約不適合により生じた直接かつ通常の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由がない場合は、この限りでない。
- なお、第27条第1項又は第2項の規定による違約金が生じた場合は、同条第5項の規定を適用するものとする。
- 9 契約不適合がある場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、乙にこの条に定める契約物品の修補、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約物品の引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 10 第3項の規定による契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 11 第3項の規定により修補され、再度引き渡された契約物品について、この条の規定を準用する。

第3章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第23条 甲は、必要がある場合は、設置期限、設置場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、乙と協議の上、この契約に定めるところを変更することができる。
- 2 前項の規定により変更が行われる場合は、乙は、当該変更に関する見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべきこととして定められている行為が遅延した場合において、必要があるときは、履行期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第24条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変等、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、必要が生じた場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみてこの契約の契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権等)

- 第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が設置期限（第20条第2項の規定により猶予が承諾された場合は、当該承諾に係る猶予期間の最終日）までに、契約物品を設置しなかったとき又は設置できないことが客観的に明らかなきとき（第21条による通知があった場合を含む。）。
- (2) 契約物品が第14条第1項の規定による検収完了の確認に合格しなかったとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又は乙の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙が仮差押え、仮処分、差押え、その他の強制執行若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受

けたとき。

- (5) 乙に特別清算開始、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立て又は事業再生ADR制度の利用申請がなされるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (6) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡り（自らが債務者である電子記録債権に係る債務の支払不能を含む。）となり、又は支払停止状態に至ったとき。
 - (7) 乙が制限行為能力者となり、又は居所不明になったとき。
 - (8) 監督官庁から許可、認可、免許若しくは登録が取り消され、又はこれらの更新が拒絶されたとき。
 - (9) 資本構成、信用状態又は事業内容に重大な変更を生じたことにより、この契約の履行が困難となったとき。
 - (10) 甲、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険と乙の間の契約において重大な事由による取引停止となったとき。
 - (11) 乙の役員が刑事訴追を受けたとき。
 - (12) 第37条各項の規定のいずれかに反することが判明したとき。
- 2 甲は、乙が前項に定めるもののほか、この契約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 契約物品の一部が滅失その他の事由により甲の使用に供することができなくなった場合において、残存する部分のみでは甲が契約物品を借り入れた目的を達することができないときは、甲は、この契約の全部を解除することができる。
- 4 甲は、前三項の規定によるほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。ただし、賠償額は、契約金額を上限とし、直接かつ通常の損害に限るものとする。
- 5 契約物品の全部が滅失その他の事由により甲の使用に供することができなくなった場合には、この契約は、これによって終了する。

(反社会的勢力の排除)

第26条 甲及び乙は、自己又は自己の役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 前項第1号の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 - (3) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
 - (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力

団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

(5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(7) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

3 甲及び乙は、自己又は自己の役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 甲又は乙は、相手方又は相手方の役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等することなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

5 甲又は乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合、相手方に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(違約金)

第27条 乙は、第22条第6項、第25条第1項若しくは第2項又は前条第4項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合には、当該解除部分に係る契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満である場合は、この限りでない。

2 乙は、第22条第6項、第25条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項に該当する場合であって、甲が乙の事情によりこの契約を継続しても支障がないと認め、この契約を解除しないとき（契約終了後に該当することが明らかになったときを含む。）は、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満である場合は、この限りでない。

3 甲は、前項の規定による違約金について、甲が認める場合はその全部又は一部を免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定による違約金のほかに、第20条第3項の規定による遅滞金が生じている場合は、乙は、甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた直接かつ通常の損害の額が、第1項又は第2項の規定により算定した違約金の額を超過する場合に、甲が乙に、その超過分につき、賠償を請求することを妨げない。

6 乙が第1項若しくは第2項に規定する違約金、第4項に規定する遅滞金又は前項の規定により甲が請求する賠償金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、第20条第6項の規定を適用するものとする。

7 この条の規定は、甲がこの契約を解除しないで乙に対して行う損害賠償の請求を妨げないものとする。

8 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。

(入札談合等の不正行為に対する甲の解除権等)

第28条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をすることなく直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じて、その責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙を構成事業者とする事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定した場合

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙を構成事業者とする事業者団体に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した場合

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第64条第1項に規定する競争回復措置命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定した場合

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限り。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する刑が確定した場合

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第20条第1項に規定する刑が確定した場合

2 乙が前項各号の一に該当する場合は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額（借入期間の終期まで継続した場合に甲が支払う額とする。）の100分の10に相当する額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、同項第1号から第3号までの規定のうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときはこの限りでない。

3 甲に生じた直接かつ通常の損害額が前項に規定する違約金の額を超過する場合には、前条第5項を準用するものとする。

4 乙が第2項の違約金又は前項の規定により甲が請求する賠償金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、前条第6項を準用するものとする。

5 前項の規定により算定した額が100円未満である場合には、乙はその支払を要しない。

6 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。

(乙の解除権)

第29条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた直接かつ通常の損害につき、契約金額を上限とし、賠償を請求することを妨げないものとする。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から起算して30日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権等)

第30条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める権利をいう。以下この条において同じ。）、肖像権その他の権利を侵害しないことを保証し、これらの侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 前項に規定する乙の責任に係る事項に関して甲が第三者から異議・苦情の申出、又は訴訟の提起等

に対応することを余儀なくされた場合には、乙は甲の指示に従い、甲による紛争の処理・解決に協力する。この場合には、乙は、甲が紛争の処理・解決のために負担した一切の費用（調査費用、弁護士費用等を含むがこれに限定されない。）を負担するものとする。

3 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがある場合は、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第31条 この契約により乙が甲に支払うべき額がある場合には、甲は、この額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第4章 個人情報保護及び秘密の保全

（個人情報保護及び秘密の保全）

第32条 乙は、この契約に関して知り得た甲及び甲の顧客等の情報（個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」という。）に定めるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持するとともに、情報の漏えい、不正アクセス、滅失又は毀損を防止するために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。ただし、次の各号の情報は、個人情報を除き、この条の対象とならないものとする。

- (1) 甲から開示された時点で、公知である情報
- (2) 甲から開示された後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 甲から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 乙は、秘密情報をこの契約の履行以外の目的には利用してはならない。

3 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により秘密情報を利用してはならない。

4 前二項の規定は、甲から提供を受けた個人情報を、仮名加工情報、匿名加工情報、統計情報その他非個人情報に加工する場合においても、適用する。

5 乙は、秘密情報を盗用又は改ざんしてはならない。

6 乙は、秘密情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合又は第11項の規定により秘密情報を第三者に開示することができる場合は、この限りでない。

7 乙は、甲から提供を受けた個人情報と、乙が独自に取得した、又は他の者から提供を受けた個人情報若しくは個人関連情報を区別して保管し取り扱わなければならない。

8 乙は、甲から提供を受けた個人情報と、乙が独自に取得した、又は他の者から提供を受けた個人情報又は個人関連情報を個人情報の本人ごとに突合する処理を行ってはならない。

9 乙は、外部とのデータ等の授受を電子メールで行う場合は、暗号化等、一定のセキュリティ上の配慮を行わなければならないものとし、その具体的な内容については、甲乙協議の上決定する。

10 乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示・漏えいしてはならない。

11 乙は、法令又は行政官庁の要請により必要とされる場合、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家に対しこの契約上の権利及び義務の行使に必要な範囲で開示する場合、並びに甲の事前の書面による承諾を得た場合においては、秘密情報を開示することができる。ただし、次項に定める郵便物に関する情報の開示は、次の各号の場合に限るものとし、乙は、郵便法第8条の規定を遵守しなければならない。

(1) 法令又は行政官庁の要請により必要とされる場合であって、当該要請を受けた時点で乙から甲にその旨を通知し、開示することについて甲の書面による承諾を得た場合

(2) 甲の事前の書面による承諾を得た場合

なお、乙は、秘密情報を開示した外部専門家及び第三者に対し、秘密情報について自己が負う責任と同等の義務を遵守させる責任を負う。

- 1 2 乙は、この契約の履行に当たって知り得た郵便物に関する情報（郵便物の内容、差出人・受取人の住所又は居所及び氏名、郵便物の有無、取扱年月日、種類、個数等郵便物に関して知り得た他人の秘密をいう。）を、これを漏えいしてはならない。
- 1 3 乙は、乙の役員等であっても、この契約の履行のために必要のない者に秘密情報を開示してはならず、乙の役員等に対して開示する場合でも、この契約の履行のために必要かつ最小限の範囲で開示するものとする。また、この項に基づいて秘密情報を開示した役員等に対し、秘密情報について自己が負う責任と同等の義務を遵守させる責任を負うとともに、当該役員等に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 1 4 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。
- 1 5 この条における仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の定義は、個人情報保護法に定めるところによる。

（秘密情報の返却等）

- 第33条 乙は、この契約の履行に伴い不要となった秘密情報については、甲の指示に従って速やかに当該秘密情報が記録されている媒体を甲に返却又は廃棄するとともに、甲の承諾を得た場合を除き、秘密情報を複写し又は複製していない旨の証明書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、甲の承諾を得て秘密情報をパソコン等に登録している場合は、この契約の終了後、乙は、直ちに一切のデータを消去し、消去に関する報告書を甲に提出しなければならない。
 - 3 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。

（個人情報に係る事故発生時の対応）

- 第34条 乙は、この契約に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報に係る事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断した場合には、直ちにその旨及び発生した事故又は発生したおそれがある事故の概要を甲に報告する。このとき、乙は、自らの判断又は甲の指示に基づいて、事故の拡大を防止するために直ちに必要と認められる緊急の措置を講じるものとし、講じた措置の内容についても、速やかに甲に報告する。
- 2 前項の報告があった場合には、甲及び乙は、それぞれが講じていた安全管理措置の状況、当該事故により個人情報の本人が被る不利益の内容及び程度、事故の内容及び規模等に照らし、協議の上、合理的に必要と認められる措置及び再発防止策を策定し、実施する。
 - 3 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。

（秘密情報の漏えい等の事故にかかる損害賠償）

- 第35条 乙は、自己又は自己の役員等の責めに帰すべき事由によりこの契約の規定に違反して秘密情報の漏えい等の事故を発生させ、甲に損害を与えた場合には、当該事故により甲が被った損害を賠償しなければならない。
- 2 この条の規定は、この契約の終了後においても有効に存続する。

（相当措置の継続的な実施を確保するための措置）

- 第36条 乙は、甲に対し、個人情報保護法に定められる、乙の講ずべき相当措置の実施状況並びに乙の所在国において相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、毎年契約締結日応当日の1週間前の日から契約締結日応当日までに報告する（自動更新を含め、契約期間が1年以上の場合に限る。）。乙は、甲から当該報告について追加で報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- 2 乙は、前項にかかわらず、法改正により、乙の所在国において相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の制定又は改廃が行われた場合には、速やかに当該変動の状況につき甲に報告する。
 - 3 乙は、第1項にかかわらず、甲から求めがあった場合には、速やかに当該制度の内容につき甲に報告する。

- 4 乙がこの契約又は法令上の義務に違反して甲が移転した個人データを取り扱っていることを甲が認識した場合には、甲は乙に対し、当該取扱いの是正及び乙による当該義務違反の再発防止策の構築を求めることができる。乙は、甲による当該是正要請を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 乙が前項の甲による是正要請にもかかわらずこれに応じない場合、乙の再発防止策が必要かつ適切なものではないと甲が判断する場合その他相当措置の継続的な実施の確保が困難となったと甲が判断した場合には、甲は乙に対する個人データの移転を停止し、移転済みの個人データの取扱いのうちこの契約に規定のない事項については甲乙協議の上決定する。これにより甲に生じた損害は乙が負担する。
- 6 前各項の規定は、甲が乙に個人データを提供する場合であって、乙が甲にとって、外国にある第三者（個人情報保護法に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するとき又は乙が甲にとっての外国にある第三者に個人データを提供するときに限り適用する。

第5章 雑則

（マネー・ローンダリング等の防止）

第37条 乙は、この契約期間中、自己又は自己の役員等が経済制裁対象者に該当しないことを確約する。

なお、この件契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。

- 2 乙は、この契約の履行に当たって、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する法令その他影響を受ける全ての国や地域の法令、規則等（米国財務省外国資産管理室による規制等、域外適用される海外法令等を含む。）を遵守する。

（質問及び報告等）

第38条 甲は、契約物品の原価を確認する場合又はこの契約に基づいて生じた違約金、損害賠償額その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合には、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく調査に協力するものとする。

（事務室への立ち入り）

第39条 乙の役員等は、この契約に基づく作業に当たり、甲の事務室等に立ち入る必要がある場合は、当該作業者名、作業内容、範囲等について事前に甲に通知し、承諾を得なければならない。また、作業を行う者は、自己の所属、氏名等を記載した名札を必ず着用しなければならない。

（届出事項の変更）

第40条 乙は、名称、住所その他届出事項に変更があった場合は、直ちに甲に届け出るものとする。この場合において、乙は、甲の要求があったとき又は必要に応じて、届出事項に関する確認資料を提示しなければならない。

- 2 前項による乙の届出が遅滞したために生じた乙の損害について、甲は責任を負わないものとする。

（紛争の解決）

第41条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合には、その都度協議して円満に解決するものとする。

（準拠法・裁判所管轄）

第42条 この契約の準拠法は日本法とし、この契約に関する紛争は、訴額及び手続の種別に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審又は調停の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

ただし、電磁的記録によりこの契約を締結する場合は、この契約を証するため、この証書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施した上、各自この電磁的記録を保管する。この場合においては、この電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

甲 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
本社契約責任者
代理人 日景 智

乙 住所
氏名

データ保護・管理要領

1 目的

この契約に係る作業における各種データについて、「適正なデータ保護・管理方策、情報システムのセキュリティ方策及びデータの漏えい、亡失、改ざん、消去等（以下「データ漏えい等」という。）発生時に実施すべき事項・手順等について明確にすること」を目的とする。

2 適用範囲

この契約に係る作業で入手し、主管担当が交付し、又は使用を許可する全てのデータ（電子データ及び印刷された情報を含む。）を対象とする。

3 受託者が遵守すべき事項

受託者は、この契約の履行に関して、以下の項目を全て遵守すること。

(1) 作業開始前の遵守事項

受託者は、下記アからオまでの各項目に定める事前計画内容を遵守し、「データ管理計画書」として取りまとめた上で主管担当に提出し、主管担当の承認を受けること。

ア データ取扱者等の指定

受託者は、上記「2 適用範囲」に定めるデータを取り扱う者（以下「データ取扱者」という。）及びデータ取扱者を統括する者であり、情報システムに精通した課長相当職以上の者（以下「データ取扱責任者」という。）を指定し、その所属、役職、氏名等を記入した「データ取扱者等名簿」を作成すること。

なお、データ取扱者及びデータ取扱責任者（以下「データ取扱者等」という。）は、守秘義務等データの取扱いに関する社内教育又はこれに準ずる講習等を受講した者とし、その受講実績も併せて記入すること。

イ データ取扱者等への教育・周知

受託者は、この契約における各データについて、その取扱いや漏えい防止等に係る教育・周知計画を策定するとともに、このデータ保護・管理要領の内容に関して、データ取扱者等に対する教育及び周知を行うこと。

ウ データの取扱いに関する計画策定

受託者は、この契約におけるデータの取扱いに関し、データの複製、破棄、保管場所の変更等が生じる場合の取扱いについて、データ取扱計画を策定すること。

エ 作業場所等のセキュリティ確保

受託者は、日本郵便株式会社及び日本郵便株式会社が指定する場所以外の作業場所においてこの契約に係る作業を行う場合は、管理するデータ、使用する情報システム等に係るセキュリティ確保のため講じ得る措置について、作業場所等に係るセキュリティ措置計画を策定すること。

(ア) 作業場所のセキュリティ確保

例：データエントリールーム、データ保管室、電子計算機室等に対する施錠設備、ＩＤカードやパスワードを用いた入退室管理機能等

(イ) 作業場所におけるセキュリティ確保

例：システムログインパスワード、データに対する専用のＩＤ、アクセス権限の設定等

オ データ漏えい等発生時の対応手順作成

受託者は、この契約におけるデータの漏えい等が発生した場合を想定し、その対応手順を策定すること。

(2) 委託作業中における遵守事項

ア データ管理簿の作成

受託者は、主管担当から貸与、交付等を受けた各種ドキュメント若しくは電子データ類又はこの契約に係る作業を実施するに当たり作成されたドキュメント若しくは電子データについて、授受方法、保管場所、保管方法、使用場所、使用目的等取扱方法を明確にするため「データ管理簿」を作成して提出し、主管担当の承認を受けること。

イ 作業場所の監査

受託者は、日本郵便株式会社及び日本郵便株式会社が指定する場所以外の作業場所においてこの契約に係る作業を行っている場合に、主管担当がその施設及び設備に関し、上記(1)エで受託者が策定した「作業場所等に係るセキュリティ措置計画」に則ったセキュリティ確保が図られているか監査する旨申し出たときは、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れること。

ウ データの取扱い

受託者は、この契約におけるデータに関し、データ取扱責任者に以下の作業を行わせること。

(ア) データ取扱責任者は、データ取扱者の作業に立ち会う等適切な管理を行うこと。

(イ) データ取扱責任者は、データ取扱者を作業に従事させる前に、データ取扱者ごとに使用するユーザID、パスワード等、主管担当が事前に指定する事項について報告を行い、主管担当の承認を受けること。

なお、報告する時期等は、主管担当の指示に従うこと。また、報告した内容に変更が生じる場合も、事前に主管担当の承認を受けること。

(ウ) データ取扱責任者は、作業に従事する予定のデータ取扱者について、事前に氏名、勤務時間、作業内容及び取扱データを記入した作業予定表を提出し、主管担当の承認を受けること。

(エ) データ取扱責任者は、作業に従事したデータ取扱者が作業を終了し、作業場所を離れる際は、データの持出しの有無を厳重に検査すること。

(オ) データ取扱責任者は、作業終了後、作業に従事したデータ取扱者の氏名、勤務時間、作業内容、取扱データ、データの持ち出しの有無等を記入した作業結果表を提出し、主管担当の承認を受けること。その際、当初予定していた勤務時間を超えている場合は、その理由も併せて記入すること。

なお、作業結果表の提出時期については、主管担当の指示によること。

エ 電子データの暗号化

受託者は、この契約における電子データに関し、電子記録媒体等により持ち出す必要がある場合は、データ漏えいリスクを低減するためにパスワードの設定や暗号化などの対応を行うこと。

なお、顧客情報など重要なデータに設定するパスワードは、8文字以上、かつ、英大文字、英小文字、数字、記号のうち、最低3種類を組み合わせたものとする。

(3) 作業完了時の遵守事項

ア データ返却等処理

受託者は、この契約に係る作業完了時に上記(2)アで作成した「データ管理簿」に記載されている全てのデータについて、返却、消去、廃棄等の措置を行うこと。

なお、その処理について方法、日時、場所、立会者、作業責任者等の事項を網羅したデータ返却等計画を策定し、上記(1)で作成する「データ管理計画書」に記載すること。

イ 作業後の報告

受託者は、上記アに基づく返却等の処理終了後、その結果を記載した「データ管理簿」を主管担当に提出すること。

(4) データ漏えい等発生時の対応

受託者は、この契約に関し、データ漏えい等が発生した場合は、以下により直ちに対応を図ること。

ア 発生状況報告

作業中に、データ漏えい等が発生した場合は、速やかに応急措置を講じ、その発生した日時、場所及び事由並びにそのときのデータ取扱者を明らかにし、速やかに書面をもって主管担当に報告すること。

イ 対応措置

受託者は、主管担当の指示に基づき、対応措置を実施すること。

ウ 報告書の提出

受託者は、主管担当が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置等を内容とする報告書を作成の上、提出すること。

エ 再発防止策の策定・提出

受託者は、データ漏えい等が発生した場合は、その処理後に再発を防止するための措置内容を策定し、主管担当の承認を得た後、速やかにデータ漏えい等再発防止策を実施すること。

(5) その他

ア この要領に基づき策定した各種計画等に変更が生じた場合は、速やかに改訂版を主管担当に提出し、承認を得ること。

イ 日本郵便株式会社は、この要領で定めた内容に関してモニタリング等を行うことがある。このとき、受託者は日本郵便株式会社の求めに応じ、実施した対応措置についての記録その他資料を提出できるようにしておくこと。

個人情報保護要領（金融用以外用）

I 目的

この契約に係る作業で入手し、主管担当が交付し、又は使用を許可する全ての個人情報（電子データ及び印刷された情報を含む。）の保護のため、受託者における「適正な個人情報保護・管理方針について明確にすること」を目的とする。

なお、この要領に定める各項目に関し、別添「情報管理計画書」を作成して契約締結後速やかに主管担当に提出し、承認を得ること。

おって、この要領は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）に準じて定めたものであるが、同ガイドラインの改正に伴い必要な対応について主管担当から指示があった場合は、この要領によらず、それに従うこと。

II 基本方針の策定等

1 基本方針の策定

受託者は、個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定し、必要に応じて見直しを行うこと。

2 規程の整備

受託者は、取り扱う個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理のために、個人情報の具体的な取扱いについて定めた規程を整備し、必要に応じて見直しを行うこと。

III 安全管理措置

1 組織的安全管理措置

受託者は、個人情報の取扱いに係る組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。

(2) 個人データの取扱いに係る規程に従った運用

あらかじめ整備された個人情報の取扱いに係る規程に従って個人情報を取り扱う。

なお、整備された個人情報の取扱いに係る規程に従った運用の状況を検証可能とするため、システムログ又は利用実績を記録する。

(3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備

個人情報の取扱状況を把握可能とするための手段を整備する。

(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。

なお、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等を早急に主管担当へ報告する。

(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

個人情報の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。

2 人的安全管理措置

受託者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、受託者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対する監督をしなければならない。

(1) 従業者の教育

従業者に、個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければならない。

3 物理的安全管理措置

受託者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う区域の管理

個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行う。

(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行う。

(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人情報が判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。

なお、「持ち運ぶ」とは、個人情報を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人情報の紛失・盗難等に留意する必要がある。

(4) 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

個人情報を削除し又は個人情報が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、主管担当の指示により、復元不可能な手段で行う。

また、主管担当の指示により個人情報を削除した場合、又は、個人情報が記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存し、必要に応じ、主管担当に提出する。それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認する。

4 技術的安全管理措置

受託者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人情報を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) アクセス制御

担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

(2) アクセス者の識別と認証

個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならない。

(3) 外部からの不正アクセス等の防止

個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護

する仕組みを導入し、適切に運用する。

(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

情報システムの使用に伴う個人情報の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用する。

5 外的環境の把握

個人情報保護法の「外国において個人データを取り扱う場合」に該当する場合、受託者は、個人情報の安全管理措置に係る実施体制の整備における「外的環境の把握」及び個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる措置を講ずること。

ア 受託者は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

また、受託者は、「外的環境の把握」のため次に掲げる項目を報告すること。なお、この報告は、受託者が当該外国において個人データを取り扱う事業者（以下「外国事業者」という。）であるか否かにかかわらず、受託者において「外国において個人データを取り扱う場合」に該当するすべての場合（例えば、国内の事業者である受託者が外国にあるサーバーに個人データを保存する場合等を広く含む。）に必要となる。

(7) 当該外国の名称

(イ) 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

イ アに加えて、特に受託者が外国事業者の場合には、受託者は、上記アの事項に加え、以下の(7)から(9)に示す外国事業者への個人データの提供が許される根拠に応じ、それぞれに掲げる項目について報告すること。また、受託者が外国事業者に個人データの取扱いを再委託（再々委託以降を含む）する場合も、当該再委託先について同様の項目を報告すること。

(7) 本人からあらかじめ外国事業者への個人データの提供を認める同意を得ていることを提供の根拠とする場合

A 外国事業者が講じる個人情報の保護のための措置に関する情報

(イ) 受託者が個人情報保護法施行規則に定める国にあることを提供の根拠とする場合
上記ア(7)(イ)に定める事項のみ

(ウ) 外国事業者である受託者又は再委託先が個人情報保護法施行規則に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠とする場合

A 個人情報保護法上の個人データの取扱いとして講じるべき措置に相当する措置として外国事業者が講じている措置（以下「相当措置」という。）の概要

B 外国事業者による個人情報保護法第28条第1項に規定する体制の整備の方法

C 外国事業者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容

D 上記Cについての定期的な確認の頻度及び方法

E 外国事業者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

F 上記Eの支障が生じたときに受託者が講ずる措置の概要及び当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは個人データの提供を停止する体制の整備状況

情報管理計画書

1 基本方針の策定・規程の整備

(1) 個人情報の適正な取扱いの確保について取り組むための基本方針

名称		最終改定	
----	--	------	--

(2) 個人情報の安全管理のための規程

名称		最終改定	
----	--	------	--

※ 個人情報の安全管理に係る取扱規程とは、次の各管理段階における取扱規程をいう。

- ・ 取得段階における取扱規程
- ・ 利用段階における取扱規程
- ・ 保存段階における取扱規程
- ・ 提供段階における取扱規程
- ・ 削除・廃棄段階における取扱規程

2 組織的安全管理措置

(1) 個人情報管理責任者（株式会社組織であれば取締役又は執行役員等の業務執行に責任を有する者）

氏名		役職	
----	--	----	--

(2) 個人情報管理者（この契約に関する作業を実施する部署又はプロジェクトの長）

氏名		部署・役職	
----	--	-------	--

(3) 個人情報取扱者等名簿等の提出（資料を添付のこと。）

ア 個人情報取扱者等名簿（データ保護・管理要領に定める「データ取扱者等名簿」を兼ねる場合は、同名簿を「データ取扱者等名簿兼個人データ取扱者等名簿」とすること。）

イ 個人情報管理簿（データ保護・管理要領に定める「データ管理簿」を兼ねる場合は、同管理簿を「データ管理簿兼個人データ管理簿」とすること。）

ウ 教育・周知計画書（データ保護・管理要領に定める「教育周知計画書」を兼ねる場合は、同計画書に併記すること。）

エ 点検計画

オ 監査計画

3 人的安全管理措置

従業者との秘密保持に関する事項等を定めた規程

名称		最終改定	
----	--	------	--

4 物理的安全管理措置

個人情報の管理・取扱区域、個人情報を取り扱う機器・電子媒体等の取扱いを定めた規程

名称		最終改定	
----	--	------	--

5 技術的安全管理措置（個人情報を情報システムで処理する場合に限る。）

情報システムへのアクセス権限、外部からの不正アクセス等の防止を定めた規程

名称		最終改定	
----	--	------	--

6 外的環境の把握（外国において個人データを取り扱う場合に限る。）

(1) 外国において個人データを取り扱う場合

当該外国の名称		最終確認日	
当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報		最終確認日	
安全管理のために講じた措置		最終確認日	

(2) (1)に加え、特に受託者が外国事業者の場合、外国事業者への個人データの提供について

ア 本人からあらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める同意を得ていることを根拠とする場合

個人情報の保護のための措置に関する情報		最終確認日	
---------------------	--	-------	--

イ 受託者が個人情報保護法施行規則に定める国にあることを根拠とする場合
追加の報告事項はなし

ウ 受託者が個人情報保護法施行規則に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠とする場合

実施する相当措置の概要		最終確認日	
個人情報保護法第 28 条第 1 項に規定する体制の整備の方法		最終確認日	
相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容		最終確認日	
相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度に関する定期的な確認の		最終確認日	

頻度及び方法			
相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要		最終確認日	
相当措置の実施に関する支障が生じた際に受託者が講ずる措置の概要及び当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは個人データの提供を停止する体制の整備状況		最終確認日	

7 計画書の見直し

この計画書を見直した場合は、速やかに主管担当に通知し、改定版を提出すること。

8 照会先

この計画書に関する照会先は次のとおり

担当部署		電話番号	
------	--	------	--

9 その他

上記 1、3、4 及び 5 により整備した規程類について、個人情報等の管理体制の監査を目的として主管担当から閲覧を求めた場合はこれに応じることとし、その場合は必要に応じて秘密保持契約を取り交わすものとする。